

○東温市ホームページのリンク集掲載許可及び東温市ホームページを他のホームページにリンク掲載することの許可に関する手続き要綱

(平成 16 年 9 月 21 日訓令第 51 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、東温市のホームページ(以下「市 HP」という。)が行政機関としての品位と信頼を維持しつつ、より多くの閲覧者に閲覧(以下「アクセス」という。)してもらえるよう、適切に他のホームページ(以下「他 HP」という。)とのリンクを活用するための、リンク掲載等の許可基準等を定めるものである。

(リンクの種類)

第 2 条 この訓令に定めるリンクは次の 2 通りとする。

- (1) 市 HP の中にあるリンク集に掲載される他 HP とのリンク(以下「市 HP のリンク」という。)
- (2) 市 HP が、他 HP にリンク掲載される場合のリンク(以下「他 HP でのリンク」という。)

(リンクに不適切なホームページ)

第 3 条 市 HP のリンク、他 HP でのリンクともに、次のような趣旨あるいは内容を含む場合は、リンクを一切許可しない。

- (1) 個人、団体等を誹謗、中傷する内容を含んでいる場合。
- (2) 政治、宗教、非社会的な活動についての内容を含んでいる場合。
- (3) 青少年に悪影響を及ぼす恐れのあるもの。
- (4) 虚偽の内容を含む場合。
- (5) 一般的に、公序良俗に反する場合。
- (6) その他、市としてリンクにふさわしくないと判断されるもの。
- (7) (1)～(6)にリンクをしているホームページ。

(実証による検証作業)

第 4 条 第 3 条に定めるリンクを許可しない各号に該当するか否かの判定は、当該リンク予定ホームページを実際に閲覧して判定することとし、先入観による判断は避けること。

また、その判定に際しては、同条各号に該当することにより、不適切であるのかを明確にするために、閲覧したホームページの画面コピーを添付の上、ホームページ管理所管課(以下「所管課」という。)の長の決裁を受けなければならない。

(市 HP のリンク許可基準)

第 5 条 東温市から自主的にリンクを行う場合

東温市にとって、公益性が高く、なおかつリンクにより市 HP のアクセス向上に寄与されると認められるもので、所管課の長が適当と認める場合。

また、所管課以外の課等からの要請についても、最終判断は所管課において決定するものとする。

なお、リンクにあたっては、相手方の許諾を書面もしくは、E-Mail にて得た後にリンクすることとする。

2 HP 運営者からの要請によりリンクを行う場合

(1) 他 HP 運営者からのリンク要請については、下記の内容が正しく記載された書面もしくは E-Mail に限って要請を受理する。

- 1) ホームページ著作権団体名、または個人名
- 2) 企業、団体であればその担当者名
- 3) 連絡先住所
- 4) 連絡先電話番号
- 5) URL(ホームページアドレス)
- 6) E-Mail アドレス
- 7) ホームページの題名等(特色等)

(2) 受理した後は、所管課において第 4 条に定める作業を行い、許可の可否について審査を進めることとする。なお、下記の場合は原則的に許可するものとする。

- 1) 国、愛媛県、県内地方公共団体からの要請。
- 2) 市内の公的団体、事業者(事業所が市内に存すること。)、個人で、市の活性化に寄与すると所管課の長が認めるもの。

(他 HP でのリンク許可基準)

第 6 条 東温市からリンクを希望する場合

市 HP をより多くの閲覧者に閲覧してもらう為に有効な HP であると所管課の長が認める場合は、他 HP 運営者に対し書面もしくは E-Mail で申出することができる。

2 他 HP 運営者からリンクを要請された場合

第 5 条第 2 項の内容を準用する。

3 前項の要請が免除される場合

市 HP において、第 3 条各号を表示し、これらリンクに不適切なホームページに該当しない他 HP に限ってリンク要請を免除できるものとする。

但し、他 HP においてリンクされる場合、第 3 条に定める不適切な HP であることが第 4 条の作業により認められた場合は、書面若しくは E-Mail でリンクの解除を申し立てることができるものとする。

(掲載後の監視とリンクの中止について)

第 7 条 第 5 条または第 6 条によりリンクしている HP は、定期的に関覧、監視し、第 3 条に定める事項に該当していることが明らかな場合、あるいは他 HP でウイルス感染やハッキング被害が発生し、市 HP にも影響が懸念される場合はリンクの解除を行う、もしくは解除の申し立てができるものとする。

(リンクと著作権の関係)

第 8 条 リンクを張ることは、単に別の HP に行けること、そしてその HP の中にある情報にたどり着けることを指示するに止まり、その情報をみずから複製したり送信したりするわけではないことから、著作権侵害にはあたらないという解釈が一般的であることから、本要綱全てに関しては、ネットワーク上のエチケットあるいは、東温市としての HP への考え方的一端を意思表示するための手段として定めるものであり、不適切な HP 上でのリンクに対する制裁等を目的とするものではないものである。

附 則

この訓令は、平成 16 年 9 月 21 日から施行する。